

部活動の地域展開に係る廿日市市の方針について（案）

1 国の動向（ガイドライン（令和7年12月文部科学省））

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」
最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> ●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出 ●質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築 ●改革の理念等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。 			
次期改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	→	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
休日	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す			
平日	各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）			
費用負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討 ●公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す ●経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援 			
各論	運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示 <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等 2. 指導者等の質の保障・量の確保 3. 活動場所の確保 4. 活動場所への移動手段の確保 5. 大会やコンクール運営の在り方 6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進 7. 生徒の安全確保のための体制整備 8. 障害のある生徒の活動機会の確保 			



「改革実行期間」（R8～R13）における部活動改革の方向性（全体像）

	「改革実行期間」（R8～R13）						
	前期			中間評価	後期		
	R8	R9	R10		R11	R12	R13
休日	<p style="text-align: center;">部活動の地域展開等の全国実施</p> <p>改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す （できるだけ前倒しでの実現を目指すことが望ましい） ※中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進</p>						
平日	<p>現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</p> <p>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を実施</p> <p>地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施</p> <p>国において、改めて取組方針を策定</p> <p>中間評価段階で策定された取組方針に基づき、更なる改革を推進</p>						

部活動の地域展開等の推進における「市区町村等」の役割

- 市区町村等は、**改革の責任主体**として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、丁寧に運営団体等への支援や指導助言等を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

2 廿日市市の部活動地域展開の状況と課題

(1) 本市の中学校部活動の設置数等

中学校名	生徒数	運動部数	文化部数
廿日市市立廿日市中学校	570	10	6
廿日市市立七尾中学校	397	9	4
廿日市市立阿品台中学校	361	10	2
廿日市市立野坂中学校	428	10	3
廿日市市立四季が丘中学校	227	7	2
廿日市市立佐伯中学校	134	6	2
廿日市市立吉和中学校	12	2	0
廿日市市立大野中学校	348	10	3
廿日市市立大野東中学校	376	9	3
廿日市市立宮島中学校	54	2	2

(令和7年5月1日時点)

運動部	野球	サッカー	陸上	バスケ男	バスケ女	バレー	軟テニス男	軟テニス女	卓球	剣道	柔道	その他
廿日市中	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
七尾中	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
阿品台中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
野坂中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
四季が丘中		○			○	○	○	○	○	○		
佐伯中			○			○	○		○	○		アーチェリー
吉和中									○			スキー(冬期)
大野中	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
大野東中	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
宮島中							○	○				

文化部	吹奏楽	美術	茶道	家庭	その他
廿日市中	○	○	○		情報科学・ESS・放送
七尾中	○	○		○	グローバル文芸
阿品台中	○	○			
野坂中	○	○		○	
四季が丘中	○	○			
佐伯中	○	○			
吉和中					
大野中	○	○	○		
大野東中	○	○	茶華道		
宮島中	○				宮島文化

(2) モデル事業等の実施状況等

● 平成29（2017）年4月1日 学校教育法一部改正 部活動指導員法整備化

ア 本市の部活動指導員の配置人数推移

年度	学校数	配置部活動	計人数
平成30年度	4校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、	7人
令和元年度	6校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、サッカー	9人
令和2年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、サッカー、バレーボール	12人
令和3年度	8校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球	12人
令和4年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、軟式野球、アーチェリー	12人
令和5年度	6校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、美術部	11人
令和6年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、軟式野球、陸上競技	10人
令和7年度	7校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、陸上競技、バレーボール、茶道	12人
令和8年度	10校	バスケットボール、ソフトテニス、剣道、卓球、アーチェリー、陸上競技、バレーボール、茶道、軟式野球	21人

- 令和4年12月 スポーツ庁が『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』を作成。これにより学校部活動の地域展開に係る取り組みが全国的に本格化

イ 本市の地域展開等に伴う実証実験

年度	パターン	種目等
令和4年度	地域連携型	野球、吹奏楽
令和5年度 ～7年度	地域連携型	既存の部活動に地域の指導員を配置し、教員の顧問は同席しない形を模索（剣道（3校合同・2校合同）、女子バレーボール、卓球、ソフトテニス）
令和6年度	地域展開型	バドミントン、ダンス
令和7年度	地域展開型	バドミントン、e-Sports
令和8年度	地域展開型	バドミントン

(3) アンケート調査やモデル事業、聞き取り調査から見えてきた課題や意見

対象	課題や意見
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none">・友達と一緒に楽しく活動したい・今の活動を継続したい・新しいことにチャレンジするのに不安がある・技術が上達したり上手になることにチャレンジしてみたい・興味のある種目にチャレンジしてみたい・地域の大人達が手伝ってくれるのはよいことだと思う・活動時間帯は今ぐらいがちょうどいい・今の部活動は一度入部すると辞めることが難しい
保護者	<ul style="list-style-type: none">・地域クラブに展開することを知っているの保護者は6割程度・子どもが楽しく友達が増える活動にして欲しい・保護者の送迎や大会開催への負担は減らして欲しい・移動等に不安がある。・専門性のある指導をしてほしい・費用負担するならば月額3,000円以内にして欲しい・地域の大人達が手伝ってくれるのはよいことだと思う
教職員	<ul style="list-style-type: none">・勤務時間外となる部活動は負担と感じている・経験のない種目を指導する事に不安を感じている・専門家や地域の方に生徒を指導していただきたい・すでにある地域の団体に生徒の意思で参加するとよい・担当する教科に時間を費やしたい・生徒一人一人と向き合う時間が欲しい・兼職兼業についても不安がある・教職員自身のワークライフバランスを考えて欲しい・認定クラブと学校との連携はどうなるのだろうか
団体等その他	<ul style="list-style-type: none">・部活動の地域展開がどのように進んでいくのかよくわからない・具体的なスケジュール等を示して欲しい・ハラスメントに対して不安を感じている・指導者等の人材が集まるのだろうか・継続的で安定的な活動とするためには公的支援が必要

3 地域展開の基本目標と基本方針

(1) 目標

こどもたちの「やりたい」を応援するまちづくり

～部活動の地域展開を通して生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ環境をつくる～

(参考)

- こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己表現できるまち
(未来ビジョン2035)
- 「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり (教育基本計画)

(2) 基本方針

1 こどもたちのニーズに応じた、主体的な選択を応援します。

- ・ こどもたちのニーズは多様であり、これまでの学校部活動の範囲にとらわれない活動の導入を検討します。
- ・ 誰もが主体的に選択することができる仕組みをつくります。
- ・ 専門的な指導や、安全安心な指導を受けることができる人材の確保に努めます。

2 地域の資源を最大限に生かし、多世代とのつながりをつくります。

- ・ 各地域の人材や組織の状況に応じて、こどもの「やってみたい」に応える環境づくりを進めます。
- ・ 学校を超えた仲間や多様な世代との交流を取り入れます。

3 持続可能な活動となる体制を構築します。

(1) 学校における働き方改革を推進します。

- ・ 教員のこどもに向き合える時間を確保します

(2) 関わるすべての人のウェルビーイングの向上を目指します。

- ・ スポーツ・文化芸術活動等による絆の強い地域をつくります。
- ・ スポーツ・文化芸術活動によって地域の好循環を創造します。

4 部活動の展開スケジュール

- (1) 休日：まずは、土日及び祝日（長期休業等除く。）について、令和10年度末を目処に地域展開を進めます。
 - ア 中学3年生：各種大会終了により中学部活動引退
 - イ その他学年：年度内に種目毎に緩やかに進めます。

- (2) 平日：地域クラブの認定状況や国の中間評価を勘案しながら、令和13年度末を目処に地域展開の準備を進めます。
 - ア 指導（ア）～（ウ）のいずれかの方法を検討し準備を進めます。
 - ア 時間短縮等して教員が指導する。
 - イ 部活動指導員を積極的に配置する。
 - ウ 社会教育（体育）団体にお任せする。
 - イ 時間等（ア）～（イ）のいずれかの方法で段階的に準備を進めます。
 - ア 平日を週4日間の活動とし、完全下校時間を段階的に前倒しする。
 - ・ 第1段階 午後5時30分完全下校
 - ・ 最終段階 午後5時完全下校
 - イ 平日を週3日間の活動とし、活動時間2時間程度とする。

5 活動場所

まずは、生徒の生活圏域にある市立中学校、そして小学校での活動を検討します。
その他、市民センター、社会体育施設、スポーツ施設、文化ホール、集会所、県立高等学校（学校開放事業）などの公共施設や民間施設等の利用を検討し調整します。

6 地域展開の形

- (1) 学校部活動の地域クラブ化（地域連携型）

既存の学校部活動を、地域の指導者や見守りのもとで実施し、近隣地域の中学生も参加できる形を工夫します。
近隣の学校で同種目を集約する「拠点校方式」や「合同部活動方式」も参加生徒数の実情に併せて検討します。

- (2) 既存の地域クラブ（地域展開（移行）型）

市内で活動するスポーツや芸術文化の活動をしている団体や、総合型地域スポーツクラブ、市民センターの自主活動グループ等に生徒と一緒に活動できる形を依頼します。

- (3) 新規の地域クラブ（地域展開（設立）型）

地域展開を機に従来学校の部活動になかった種目の地域クラブの形を創出します。